

## 第32回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 平成30年10月16日(火) 午前1時31分
2. 開会の場所 鶴田町役場 301～303委員会室
3. 閉会の年月日 平成30年10月16日(火) 午後1時52分

### 4. 出席委員(13人)の番号及び氏名

1番 澁谷 秀明	2番 太田 豪	3番 成田 悦夫	4番 高橋 洋美
5番 三浦 久利	6番 佐藤 正悟	7番 棟方 廣光	8番 川村 博行
9番 澁谷 和仁	10番 貴田 徳正	11番 瀬戸 弘之	12番 石村 孝憲
13番 瓜田 良一	14番 相馬 一二	15番 下山 勝源	16番 成田 春光

### 5. 欠席委員(3人)

- 4番 高橋洋美
- 10番 貴田徳正
- 12番 石村孝憲

### 6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 参与及び書記の任命
- 第3 議案第146号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地所有権移転用許可の意見について  
議案第147号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地賃貸借契約転用許可の意見について  
議案第148号 農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について  
議案第149号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について  
議案第150号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について  
報告第81号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
報告第82号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

### 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 下山 和洋	事務局次長 石村 浩一	総括主幹 齋藤 千帆	主事 阿保 龍治
------------	-------------	------------	----------

### 8. 会議の概要

開会 午後1時28分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第8条に基づき、会長成田春光が議長となる。

議長 只今の出席委員は13名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。  
これより、第32回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、5番三浦久利委員と、6番佐藤正悟委員を指名します。また、参与には下山会長職務代理、下山局長、石村次長、書記には齋藤総括主幹、阿保主事を任命します。

会期の件を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【なし】



- 佐藤委員 はい、6番、佐藤です。それでは報告をいたします。  
この案件も、議案第146号と同様に、三浦久利委員、事務局と現地調査をいたしました。  
場所は国道339号バイパス沿いの、鶴田高校から北東へ約500mのあたりに位置している、畑  
の転用申請であります。  
申請地の面積は、412㎡で、転用目的は、コンビニの新築です。  
申請地の周りは、国道と県道、駐車場であり、付近に被害を及ぼすおそれはないと認められます。  
以上、報告とさせていただきます。
- 議 長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。
- 【なし】
- 議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。  
次に、議案第148号に関する、農地法処理基準第3の8に基づき現地調査した委員から報告をお  
願います。  
5番、三浦久利委員。
- 三浦委員 はい、5番三浦です。それでは、報告をいたします。  
去る10月4日、佐藤正悟委員、事務局と現地調査を行いました。  
本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が7件です。  
いずれも耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項7号には該当しない権利取得と認められます。  
以上です。
- 議 長 それでは、議案第148号について事務局より説明願います。
- 事 務 局 議案第148号農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。  
農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。  
本案件は7件です。  
No.1からNo.7について説明いたします。  
鶴田町あっせん会議で成立した売買申請が2件、普通売買が3件、贈与が2件です。  
農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。  
いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
以上です。
- 議 長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。
- 【なし】
- 議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。  
次に、議案第149号について事務局より説明願います。
- 事 務 局 議案第149号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、鶴田町長から別紙のとおり依頼があったの  
で、決定を求める。  
本案件は1件です。  
本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考え  
えます。  
以上です。
- 議 長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。
- 【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。  
次に、議案第150号について事務局より説明願います。

事務局 議案第150号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。  
本案件は3件です。本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
契約期間及び賃借料については記載のとおりです。  
以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。  
それでは表決に入ります。  
議案第146号から議案第150号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。  
次に、報告第81号について事務局より説明願います。

事務局 報告第81号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。  
農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。  
No.1、No.2について、双方合意により解約した旨の通知がありました。  
合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。  
以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質問を打ち切ります。  
次に、報告第82号について事務局より説明願います。

事務局 報告第82号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。  
農地法施行規則第21条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。  
No.1からNo.4については、相続により所有権を取得したものです。  
以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質問を打ち切ります。  
暫時休憩します。(午後1時45分)

議長 再開します。(午後1時51分)  
本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第32回鶴田町農業委員会総会

を閉会いたします。どうもご苦労様でした。(午後1時52分)